

江府町告示第6号

令和4年2月28日

江府町長 白石 祐治

第2回江府町議会3月定例会を下記のとおり招集する。

記

1、期 日 令和4年3月7日

2、場 所 江府町役場議場

○開会日に応招した議員

加藤 周二

芦立 喜男

森田 哲也

川端 登志一

阿部 朝親

三輪 英男

長岡 邦一

川端 雄勇

三好 晋也

○応招しなかった議員

なし

第2回江府町議会3月定例会会議録（第1日）

令和4年3月7日（月曜日）

議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 町長行財政方針説明
- 日程第5 報告第1号 長期継続契約の締結状況について
- 日程第6 議案第4号 江府町課室設置条例の一部改正について
- 日程第7 議案第5号 江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
- 日程第8 議案第7号 江府町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第9 議案第8号 江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について
- 日程第10 議案第9号 江府町福祉事務所の設置に関する条例の一部改正について
- 日程第11 議案第10号 江府町消防団条例の一部改正について
- 日程第12 議案第11号 江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について
- 日程第13 議案第12号 町道路線の認定について
- 日程第14 議案第13号 江府町営駐車場に係る指定管理者の指定について
- 日程第15 議案第14号 旧米原分校に係る指定管理者の指定について
- 日程第16 議案第15号 令和4年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算
- 日程第17 議案第16号 令和4年度鳥取県日野郡江府町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第18 議案第17号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）予算
- 日程第19 議案第18号 令和4年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）予算
- 日程第20 議案第19号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）
予算
- 日程第21 議案第20号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘
定）予算
- 日程第22 議案第21号 令和4年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計予算
- 日程第23 議案第22号 令和4年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計予算

- 日程第24 議案第23号 令和4年度鳥取県日野郡江府町索道事業特別会計予算
- 日程第25 議案第24号 令和4年度江府町簡易水道事業会計予算
- 日程第26 議案第25号 令和4年度江府町下水道等事業会計予算
- 日程第27 議案第26号 令和4年度鳥取県日野郡江府町江尾財産区特別会計予算
- 日程第28 議案第27号 令和4年度鳥取県日野郡江府町神奈川財産区特別会計予算
- 日程第29 議案第28号 令和4年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計予算
- 日程第30 議案第29号 令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算(第12号)
- 日程第31 議案第30号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(事業勘定)補正
予算(第3号)
- 日程第32 議案第31号 令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計(施設勘定)補正
予算(第4号)
- 日程第33 議案第32号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計(保険事業勘定)
補正予算(第4号)
- 日程第34 議案第33号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計(サービス事
業勘定)補正予算(第3号)
- 日程第35 議案第34号 令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第36 議案第35号 令和3年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算(第
2号)
- 日程第37 議案第36号 令和3年度江府町簡易水道事業会計補正予算(第2号)
- 日程第38 議案第37号 令和3年度江府町下水道等事業会計補正予算(第2号)
- 日程第39 議案第38号 令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算(第1号)
- 日程第40 予算特別委員会の設置について
- 日程第41 予算特別委員長・副委員長の互選結果の報告について
- 日程第42 陳情書の処理について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（9名）

1番 加藤周二	2番 芦立喜男	3番 森田哲也
4番 川端登志一	5番 阿部朝親	6番 三輪英男
7番 長岡邦一	8番 川端雄勇	9番 三好晋也

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

事務局長 松井英樹 書記 田本丈一

説明のため出席した者の職氏名

町長	白石祐治	副町長	八幡徳弘
教育長	富田敦司	総務総括課長	池田健一
住民課長	松原順二	産業建設課長	末次義晃
教育課長	加藤邦樹	福祉保健課長	生田志保
会計管理者	藤原靖	学事担当課長	景山敬文

午前10時00分開会

○議長（三好 晋也君） 本日の欠席通告はございません。全員出席であります。

これより、令和4年第2回江府町議会3月定例会を開会いたします。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

地方自治法第121条の規定により、今期定例会に出席を求めた者は、お手元に配付した報告書のとおりであります。なお、日程に先立ち、傍聴の方をお願いいたしますが、傍聴規則に従い傍聴いただきますようお願いいたします。

直ちに議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三好 晋也君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議

規則第125条の規定により、議長において、3番、森田哲也議員、4番、川端登志一議員の兩名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（三好 晋也君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

過般、議会運営委員会が開かれ審議された結果、議会運営委員長から答申を受けたのでお諮りいたします。今期定例会の会期は、本日より3月25日までの19日間といたしたいと思いたしますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ご異議なしと認めます。よって、会期は19日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（三好 晋也君） 日程第3、諸般の報告を行います。初めに、議長報告を行います。12月議会以降の議会活動については、タブレットに配信しました報告のとおりであり、説明を省略しご覧いただくことでご了承願います。

また、監査委員から各月の例月出納検査の結果報告書が、議長の手元に提出されております。詳細については、事務局の方で願います。

続いて、町長報告を行います。町長からの報告事項がありましたら、この際報告していただきます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 令和4年3月定例議会におきまして、行政報告をさせていただきます。お手元の資料をご覧いただければと思います。1ページ目でございます。一番上の方に、スマホ教室（命を守る端末の普及）ということで書かせておいていただいております。令和4年の2月24日現在で8回開催をいたしております。役場の方で開催をいたしております。参加者が120名、その中で契約をされた方が、35名の方でございます。ここで改めて念のために申し上げますが、これはソフトバンクの電波が入らないところの方であっても、町の支援は受けられるということでございます。ちょっとまだ町民の方でこの辺りが浸透してないところもございまして、更にその辺りをお知らせしていきたいというふうに考えています。まだまだ35人ということですので、現在、3月末までが募集期間ということですのでしておりますけれども、こちらのほうの延長も検討しているところでございます。出来れば多くの方に試していただけるようにな

ればというふうに思っております。

続きまして、2ページでございます。江府町地域公共交通会議を開催いたしました。こちらのほうに1月12日に開催をしたんですけれども、実際運営しております町営交通につきましてご意見をいただきまして、ダイヤ改正のほか、様々な改正も行っております。詳しくは、町報こうふ3月号で紹介をしておりますので、またご覧いただければというふうに思います。

続きまして、3ページ目でございます。下のほうに、新型コロナウイルスワクチン接種の実施、進行中でございますけれども、現在、65歳以上の方を実証しておりますが、今月中には64歳以下の方も希望される方は実施するところでございます。5歳から11歳の方につきましても、3月19日と3月26日にそれぞれ1回目。4月9日、4月16日に2回目ということで予定をしているところでございます。

続きまして、4ページ目でございます。農業振興で町長と農業委員会の委員さんとの意見交換会を開催いたしまして意見書を頂戴いたしました。詳しく書いてないんですけども、この中身は一つは令和3年産米の米価の下落に関する経営支援、これをお願いしたいという話でございました。2点目は、集落営農あるいは地域営農を推進してほしいということでございました。3点目が、その奥大山農業公社の事業の今後の展開どうするかといったようなことを提言をいただいたところでございます。米価の下落に関する件につきましては、議会のほうにお願いいたしまして対応をさせていただいたところですが、集落営農につきましては、また当初予算の方で色々提案をさせていただく予定にしているところでございます。

最後になりますが、6ページでございます。種々の行事が上がっております。マラソン大会、成人式、そして小地域懇談会、いずれも新型コロナウイルスの感染の対応のために、縮小するような格好を取らせていただきました。今年度、3月末までには、大体ワクチンの接種も3回目が終わるということですので、出来れば早い段階で元に戻していきたいなというふうに考えております。私のほうの報告としては以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 町長行財政方針説明

○議長（三好 晋也君） 日程第4、町長行財政方針説明。町長から行財政方針の説明を求めます。
白石町長。

○町長（白石 祐治君） 令和4年度当初予算案のご審議をお願いするにあたり、私の町政運営に対する考え方を申し述べ、議員各位並びに町民のみなさまのご理解、ご協力と、まちづくりにつ

きましてさらなる積極的なご参加を賜りたいと存じます。

この2年間新型コロナウイルス感染症が世界中に広がり、通常の生活が大きく変わりました。昨年のワクチン接種で落ち着く気配がありましたが、年明けからのオミクロン株の流行で事態は一変し、感染の恐怖が身近なところまで迫ってきたのも記憶に新しいところでございます。先程も報告いたしましたけれども、現在3回目のワクチン接種も始まりまして、その効果が期待されるところでございます。

また、昨今の事情といたしまして、ロシア軍のウクライナ侵攻という世界的な非常事態が生じております。このことは、今後の日本や鳥取県、そして江府町にとっても大きな影響を与えることが懸念されるところでございます。そのような情勢の変化に対しましても、留意しながら柔軟で機敏な行政運営ができるように努めてまいり所存でございます。

さて、国はアフターコロナに向けた新たな成長の源泉、原動力を創出するための取組みとして、「グリーン社会の実現」「官民挙げたデジタル化の加速」「日本全体を元気にする活力ある地方創り」「子供を産み育てやすい社会の実現」を骨太の方針として打ち出しておられます。

江府町におきましても、こうした国の方針を念頭に置き、令和3年3月に策定した「第2期江府町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を基本戦略とし、誰一人取り残さない、持続可能な開発目標(SDGs)やデジタルトランスフォーメーション(DX)を基本理念として、組織、予算を編成し、持続可能な「3000人の楽しいまち」の実現に努力してまいりたいと思います。

総合戦略は3つの基本目標からなっています。

まず第1に「新しい人の流れの創出」があります。住宅整備や賑わい創出などにより移住・定住を促進させ、人口減少を緩やかにし、地域間連携による生活サービスの確保、集落維持につなげてまいります。最重点プロジェクトは、官民連携手法(PPP)による佐川地区の移住定住促進住宅や商業施設の整備です。江府インターに近接したこのエリアが、道の駅奥大山とともに江府町の新しい拠点となるよう、令和5年度中のオープンを目指して円滑な事業推進を図ります。隣接するエリアに老朽化し、安全性や利便性に難点のある「子供の国保育園」が移転できるように、令和4年度には基本計画の検討をします。魅力ある施設とすることで、相乗効果が発揮できるよう努めます。

第2に「産業の創出」があります。基幹産業である農業を維持するためには、6次産業化、高付加価値化などをはかり、所得向上を図る必要があります。安定した所得は移住定住の促進にもつながります。地域の特性を生かした産業と雇用を創出し、稼げる地域を目指します。具体的には、農業公社が管理する新甘泉モデルほ場での実績を踏まえ、栽培農家を目指す人材の育成と、

梨団地の建設に着手します。梨団地建設については第1期整備として約1ヘクタールを検討しており、現在候補地の選定や品種構成の協議を行っています。新規参入のリスクを軽減するため、農業公社による育成（成園化）やアパート方式での果樹園貸出など、先行産地にはない大胆な支援策により、江府町農業における高収益作物の代表品目となるよう努めます。

第3は「地域人財の育成」です。将来に渡って持続可能なまちを達成するために「人」は最も欠かせません。子育て環境、教育支援体制を充実させ、地域間連携を促進させる郷土愛をもった将来に渡って活躍する人財の育成に努め、安心して暮らせるまちづくりへつなげます。地域人財育成の重要な役割を担うのが、令和4年度に開校する義務教育学校「奥大山江府学園」です。9年間の授業に新たに導入する「ふるさと魅力発信科」の学習では、地元の自然や文化などについて学ぶとともに、子どもたち自らがワクワクする江府町の未来を創造するための「町のイノベーション」について考え、町に提案していく活動を行います。また、それに合わせて、雄大な自然や、奥大山が誇る豊かな水資源など、地域の魅力をしっかりと学び、発信していく、そんな人財を育てていきます。

総合戦略を推進していく上での基本理念は、SDGs（持続可能な開発目標）とDX（デジタルトランスフォーメーション）です。江府町を全国に発信するためには、江府町が何を大切にしている町なのかを明確にする必要があります。その一つが「水」です。中国電力の電力調整に重要な役割を果たしている俣野川発電所、西日本を中心に多くの顧客にミネラルウォーターを供給しているサントリー奥大山ブナの森工場を始め、江府町の「水」は名実ともに全国有数の存在です。新年度には、「水」のふるさと奥大山SDGs宣言を発出し、大学や企業とも連携しながら、SDGsが掲げる「誰一人取り残さない」理念のもと、活力ある地域社会の実現を目指します。

さらに、これまでの仕事のやり方では、今後、時代にあった新たな施策へのチャレンジはおろか、現行の行政サービスの維持も困難になっていることも危惧されます。そこで、来年度からはデジタルツールの導入や組織改正、専門人材の活用等により、これまでのやり方（慣例、習慣、流儀、発想）を大胆に改革していきます。

新庁舎での業務開始から1年2か月が経過しました。町を楽しくするための庁舎コンセプト「みんなが自由に利用でき、交流を生む多目的スペース」をさらに実現するとともに、町のみなさんに信頼され、期待に応える江府町役場になるよう、誠心誠意努力することをお約束します。

次に、本町の財政状況について述べさせていただきます。

まず、起債残高は、普通会計で約45億5,500万円、特別会計、公営企業会計と併せると約74億9,300万円となります。

令和2年度決算統計の速報値からみますと、地方債の町民1人当たりの財政負担は164万5,000円となり、県内町村の平均90万5,000円より74万円多くなっています。県内では2番目に多い水準です。

また、財政調整基金を始めとする基金残高は、令和3年度末で約15億5,500万円であり、昨年度末から約2億9,300万円の増となっています。

自治体の収入に対する負債返済の割合を示す単年度の実質公債費比率が、直近の令和2年度で12.7%となっており、今後、近年借入れを行いました新庁舎建設事業やデジタル防災行政無線導入事業といった大型事業の返済が加われば、さらに上昇する見込みとなります。なお、3か年平均の実質公債費比率は13.6%ですが、この値が18%以上になりますと、新たな起債の借入に鳥取県の許可が必要となります。財政運営がより一層厳しさを増すこととなります。

令和4年度当初予算では、収支不足を補うため、約1億9,700万円を基金から繰り入れ、歳入に充てております。今後もこうした収支不足の状況が続くことが見込まれます。このままの財政運営では、数年後には基金は枯渇し、収支不足を埋め切れない状況が見込まれます。より抜本的な行財政改革が必要であり、取り組んでいく所存です。

続きまして、新年度予算の概略について述べさせていただきます。令和4年度一般会計歳入歳出予算総額は、40億2,000万円であります。

別途、特別会計といたしましては、11会計、歳入歳出予算総額13億8,931万8,000円、一般会計と合わせますと54億931万8,000円となります。

公営企業会計は2会計で、簡易水道事業会計は、収益的収入7,554万3,000円、収益的支出1億1,521万1,000円、資本的収入1億8,416万8,000円、資本的支出2億103万6,000円、下水道等事業会計は、収益的収入1億7,412万8,000円、収益的支出1億8,716万5,000円、資本的収入1億2,915万1,000円、資本的支出1億6,926万6,000円であります。

以上、令和4年度一般会計並びに特別会計、公営企業会計当初予算14議案、関係条例の一部改正をはじめ、令和3年度各会計補正予算など合わせまして34議案を提案させていただきます。ご審議のほど、よろしく御願いたします。

○議長（三好 晋也君） 以上、行財政方針の説明が終了いたしました。

日程第5 報告第1号

○議長（三好 晋也君） 日程第5、報告第1号、長期継続契約の締結状況についてを議題とした

します。

町長から報告をお願いします。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 報告第1号でございます。長期継続契約の締結状況についてでございます。本報告は、江府町長期継続契約を締結することが出来る契約を定める条例第4条の規定により、令和3年度において締結いたしました、長期継続契約の状況を報告するものでございます。

○議長（三好 晋也君） 担当より詳細説明を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。それでは、議案報告第1号に、議案書をご覧ください。報告第1号についてご説明を申し上げます。1枚おはぐりください、江府町長期継続契約を締結することができる契約を定める条例に基づき、令和3年度から翌年度以降に渡り、借り入れる公用車あるいは広報用ソフトウェアの使用、あと、建物警備等保守管理業務委託など19件の契約の状況につきまして、報告をさせていただくものでございます。詳細のほうは記載しておるとおりですので、ご覧いただきたいと思います。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

日程第5、報告第1号は、報告のみであります、この際質疑があれば行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので、質疑を終結いたします。

以上で報告は終了いたします。

日程第6 議案第4号 から 日程第12 議案第11号

○議長（三好 晋也君） 日程第6、議案第4号、江府町課室設置条例の一部改正についてから、日程第12、議案第11号、江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてまで、以上、7議案を一括議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただいま、ご上程いただきました議案についてご説明申し上げます。

まず、議案第4号、江府町課室設置条例の一部改正についてでございます。

本案は、住民サービスの向上と業務の効率化に向け、課を統合し、事務分掌も変更するため、条例の一部を改正するものでございます。本案につきましては、機構改革に伴います人事異動の

準備のため、先議をお願いいたします。

続きまして、議案第5号でございます。江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、職員の育児環境を改善し、育児と仕事の両立を支援するため、条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第7号でございます。江府町国民健康保険税条例の一部改正についてでございます。本案は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が交付されたことに伴い、令和4年度から江府町国民健康保険税の税率について条例の一部改正を行うものでございます。

続きまして、議案第8号でございます。江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、国の障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の改正に伴い、介護を要する方の町営住宅への入居要件を緩和するため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第9号でございます。江府町福祉事務所の設置に関する条例の一部改正についてでございます。本案は、福祉事務所の本庁舎移転に伴い、所在地を変更するため条例の一部を改正するものでございます。

続きまして、議案第10号でございます。江府町消防団条例の一部改正についてでございます。本案は、消防団員の処遇改善のため、報酬等について条例の一部を改正するものでございます。

議案第11号でございます。江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正についてでございます。本案は、江府町立江府小学校と江府町立江府中学校の閉校、江府町立奥大山江府学園の開校に伴い、関係条例の一部改正を行うものでございます。以上、議案第4号から11号につきましては、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を得たく提案いたしますものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

日程に従い、議案第4号から議案第11号まで、順次、担当より議案の詳細説明を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第4号、江府町課室設置条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。議案のほうを1枚おはぐりください。本案は、町長部局の各課の設置並びに事務分掌を定めました課室設置条例につきまして、住民サービスの向上と業務の効率化のため一部課を統合し、3課の構成とし、また、地域おこし協力隊、ふるさと納税に関する一部事務分掌を変更するものでございます。右側に改正前、左側が改正後となっております。

すが、具体的な改正点といたしまして、まず1ページ1条をご覧ください。改正前の下線部分、住民課、福祉保健課を統合しまして、新たに住民生活課を設け、4から3課に課数が1減とするものでございます。第2条につきましては、総務課15. 地域おこし協力隊に関する業務、16. ふるさと納税に関する業務を住民課から総務課に分掌するというものでございます。

はぐっていただきまして、2ページをご覧ください。住民課と福祉保健課を統合し、新しく住民生活課として業務も一本化するものでございます。以上が、課室設置条例の一部改正の内容でございます。令和4年4月1日から施行するものでございます。議案第4号につきましては以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 続けて。

○総務総括課長（池田 健一君） 続きまして、議案第5号についてご説明させていただきます。

江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正でございます。はじめに議案説明資料のほうをすみません、ご覧ください。説明資料の1ページでございます。この度の条例改正の概要につきまして、簡単にまとめさせていただいております。目的を明記しておりますが、少子化が大きな社会問題となっております、その対策の一つ、対応の一つとしまして、職員、特に非常勤職員の育児環境改善のため、国の人事院規則の改正に伴い、本条例を改正するものでございます。主な改正内容としまして、2番目になりますけども、1)でございます、非常勤職員の育児休業が取得できます期間雇用の要件緩和でございます。ちょっと書きようが、表現が分かりにくくなっておりますが、人事院規則に習い標記しておりますので、そのようにご承知いただきたいと思っております。内容の要旨につきましては、子が2歳になるまで雇用される可能性がないと育児休業取得できませんでした、1歳6か月まで雇用される可能性があれば取得できるというような内容となっております。表現が分かりにくいですが、そういう内容でございます。続きまして、2)ですけども、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大ということで、改正前は実子あるいは養子とありますが、これが条例改正によりまして法律上親子関係といえる子、そういった子どもさんも対象となるということで、対象の範囲を広げるものでございます。続きまして、3)ですけども、非常勤職員の育児休業取得期間の延長ということで、育児休業期間が保育園等に入れない場合は、最長1歳6か月までという育児休業期間が2歳まで特別な事情があれば取れるというような内容でございます。あと4)非常勤職員の育児等の部分休業の延長についてということで、1日の勤務時間から5時間45分を減じた時間の取得が可能ということで最長2時間までは取得ができると、勤務の状況によって1日の勤務時間が非常勤職員さんの時間にばらつきがありますので、そこから5時間45分減じた額ということでございます。5)でございます。妊娠した職

員へ育児休業の制度を周知する努力義務ということでございます。任命権者は、本人及び配偶者の妊娠出産を申し出た場合、育児休業に関する制度の周知、意向確認を行うということで育児休暇がスムーズに取得できるように、非常勤職員のほうにそのことを伝える、適切な処置をするというような内容でございます。かえっていただきまして、すみません議案書のほうをご覧ください。ページをふっておりませんが表紙の方をはぐっていただきまして、条文の方をご覧ください。下のほう、第2条では非常勤職員の育児休業をすることができない職員とありますが、先程も申しました逆説的にできる職員が明記されております。育児休業が取れます任期の条件を示したものが2条でございます。はぐっていただきまして、下のほう2条の2でございます。先ほども説明させていただきましたが、これについては対象となる子の範囲について。その下、第2条の3では休業できる期間について、はぐっていただきまして、第2条の4まで申し訳ありません、はぐっていただきまして、第2条の4では非常勤職員の育児休業の期間延長ができるということについて明記をしております。下のほうになります。第3条では育児休業が取得できない中断する場合の要件について。第4条でははぐっていただきまして、保育園等に入れない場合の休業期間の延長について。あと、第10条から18条につきましては、育児短時間勤務にしている職員の育児休業が取得できる特別な事情要件について一部追加や表現の修正をしております。第19条でございます、はぐっていただきまして19条まで申し訳ありません。19条につきましては、部分休業についてでございます。あと、下のほう第22、23条につきましては、育児休業の申し出があった場合の対応相談体制、支援体制の整備について条項を設けたものでございます。内容については、以上の通りでございます。この条例の施行につきましては、令和4年4月1日からとしております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 松原課長。

○住民課長（松原 順二君） 失礼します。議案第7号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について説明させていただきます。こちらにつきましては、議案綴り及び本会議資料の2ページ目を併せてご覧いただければと思います。今回の改正につきましては、令和元年度に国保税の改定計画をすでに提案させていただいておりましたが、その際、固定資産税の税率の内、固定資産税に資産割りとしてかけます、資産割りを無くしていくという方向を打ち出させていただいております。そのため、令和4年度からは、こちらの本会議資料の2ページ目の令和4年度資産割率、減少率というふうに記載させていただいておりますが、それぞれ医療分、後期支援分、介護分それぞれ5.49%、1.7%、1.8%とそれぞれ固定資産にかける資産割率を減額させていただくものでございます。これにつきましては、それ以降、令和5年、令和6年徐々に減らしてい

く予定でございます。この資産割りの減少に伴いまして、この減少した分をどこかで補てんしなければならぬということから、当初は所得割率、所得に対して税率を掛けるものがありますが、こちらのほうを引き上げさせていただくような計画をしておりましたが、所得割につきましては、現在、国保の被保険者の推移を見ますと、約7割が前期高齢者の方でございまして、こちらの方の代わりに税率を上げたとしても、税収増を見込めないと想定しております。また、2ページ目のほうに鳥取県が作成しました令和3年度の県内の賦課決定状況をご覧くださいますと、所得割率につきましては、県内で最も高い水準にあるということもあります。これらのことを勘案しまして、所得割率につきましては、令和3年度からしばらく据え置きとさせていただくような計画とさせていただいております。その代わりとしまして、資産割りで減少した分を均等割り額、それから平等割り。均等割りと言いますのは、加入被保険者一人ひとりに係るものでございます。平等割は、国民健康保険税は世帯に係りますので、1世帯ごとに係るものでございます。こちらをそれぞれ、令和4年度から医療分、後期支援分、介護分を合わせまして、それぞれ500円、100円。平等割率につきましては、それぞれ医療分、後期支援分、介護分そこに記載してありますとおり1,000円、500円、200円上げさせていただくというものでございます。こちらにつきましても、均等割り率につきましても、令和5年、令和6年それぞれ資産割率を下げるに伴いまして、こちらのほうを引き上げさせていただくということで、収支のバランスをとっていきたいというような計画になっております。もう1点、今回の国民健康保険税の一部改正につきましては、議案綴りの1ページ目をご覧くださいいただければと思います。国民健康保険税につきましては、1世帯当たりの付加限度額が定められておりまして、1ページ目に記載しておりますとおり現在医療分としましては、63万円が限度額でありましたが、これを国民健康保険法の一部改正が施行されたことに伴いまして、国の規定に基づきまして、2万円増の65万円とするものでございます。もう1点が、1ページの下段に記載しておりますとおり、後期高齢者支援金等課税分につきましては、従来19万円が限度額であったものを20万円、1万円増とするものでございます。介護分につきましては据え置きで17万円としております。このため、1世帯当たりの限度額は現行99万円でしたが最高で102万円、3万円の増。一番多くても102万円までの負担ということになっております。あと10ページ目に附則を記載しておりますがこの条例は、4月1日から施行させていただくというものにしております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 議案第8号。

松原課長。

○住民課長（松原 順二君） 失礼します。続けて、議案第8号について説明させていただきます。

江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正についてでございます。こちらにつきましては、議案綴りをご覧くださいと思います。本案は、平成28年4月から施行されました障がい理由とする差別の解消の推進に関する法律、障がい者差別解消法と言いますが、こちらの改正に伴いまして事業者による社会的障壁、障がいのある方にとって日常生活または社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものの除去の実施に係る必要かつ合理的な配慮の提供について、現行の努力義務から義務へと改められました。これに伴いまして、国のほうからも技術的指導といいまして、条例改正を促すようなものと、あと、従来から障がい団体さんからも改正するような要望が出ておりました。このため江府町営住宅設置及び管理の条例を一部改正、第6条、入居者の資格を改正させていただければというものでございます。現行につきましては、こちらに記載してありますとおり、病気又はその他特別の事情により、常時の介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることができず、または受けることが困難であると認められるものでないことというような規定を設けておりまして、実質これは介護をご必要な方は入居できないような規定がありましたが、こちらを削除するものでございます。こちらについては以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 生田福祉保健課長。

○福祉保健課長（生田 志保君） 失礼します。議案第9号、江府町福祉事務所の設置に関する条例の一部改正についてご説明申し上げます。議案書の次のページをご覧ください。江府町福祉事務所の設置に関する条例の一部を改正する条例でございます。今回、提案しております議案第4号、課室設置の改正に関連いたしまして、福祉事務所の業務を4月1日から本庁舎で行うこととなりますため、福祉事務所設置条例の一部を改正するものでございます。現行、福祉事務所の第2条、福祉事務所の位置といたしまして、江府町大字江尾2088番地3、総合健康福祉センターの中でございます。これを改正後で位置、江府町大字江尾1717番地1といたすものでございます。附則といたしまして、条例の施行期日、令和4年4月1日というものでございます。説明は以上です。

○議長（三好 晋也君） 議案第10号。

池田総括課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。議案第10号、江府町消防団条例の一部改正についてご説明を申し上げます。議案のほうをご覧ください1枚おはぐりください。消防団員の報酬と費用弁償の改正でございます。1枚またはぐっていただきまして、表をご覧ください。報酬につきまして、全国的な団員の減少ですとか大きな災害が頻発しているということで、消防

団の重要性が増しているということで、団員の待遇改善が必要ということで、消防庁のほうからその支給基準が示されました。これを基といたしまして、また日野郡他町との均衡を図りながら年額の報酬及び出勤報酬の改正をさせていただくものでございます。先日の消防委員会のほうでもご説明し、委員の皆様から引き上げの必要につきましてご理解とご同意をいただいたところでございます。表をご覧くださいまして、報酬につきましては、条文のとおりでございますが、団長が報酬のところ11万7,000円を12万5,000円。分団長3万8,600円を6万円とするもの。班長につきましては、団員から切り離しまして新たに4万5,000円とするものでございます。出勤の報酬につきましては、火災、災害等が発生し対応している場合、災害の危険が差し迫り待機等準備等の体制をとる状況については、1日当たり3,000円から8,000円と出勤報酬を引き上げるものでございます。通常の訓練につきましては、改正なく従前のものとしております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 議案第11号。

加藤課長。

○教育課長（加藤 邦樹君） 失礼いたします。議案第11号、江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について説明させていただきます。議案綴りをご覧ください。1枚はぐっていただいて、本案は、江府町立江府小学校と江府町立江府中学校の閉校、江府町立奥大山江府学園の開校に伴い、4つの関係条例の一部改正を行うものでございます。議案書を見ていただきますと、いずれも現行の小学校、中学校から江府町立学校へ対応した条例へ改正するものでございます。第1条が江府町運動公園の設置及び管理に関する条例。第2条が江府町学校給食費徴収条例。第3条が江府町立学校給食共同調理場設置及び管理に関する条例。1枚はぐっていただきまして、第4条といたしまして、江府町立学校施設使用条例でございます。なお、施行期日を令和4年4月1日からとしております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

これから議案等に対する質疑を行います。

質疑は、1議案ごとに処理進行いたします。

日程第6、議案第4号、江府町課室設置条例の一部改正について。

議案第4号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第7、議案第5号、江府町職員の育児休業等に関する条例の一部改正について。

議案第 5 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 8、議案第 7 号、江府町国民健康保険税条例の一部改正について。

議案第 7 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 9、議案第 8 号、江府町営住宅設置及び管理に関する条例の一部改正について。

議案第 8 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 10、議案第 9 号、江府町福祉事務所の設置に関する条例の一部改正について。

議案第 9 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 11、議案第 10 号、江府町消防団条例の一部改正について。

議案第 10 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 12、議案第 11 号、江府町運動公園の設置及び管理に関する条例等の一部改正について。

議案第 11 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 13 議案第 12 号

○議長（三好 晋也君） 日程第 13、議案第 12 号、町道路線の認定についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第12号でございます。町道路線の認定についてでございます。本案は、林道杉谷貝田線及び林道半の上線につきまして、集落間を結ぶ重要な生活用道路であるため、町道として新たに認定するものでございます。道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、ご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

担当より、議案の詳細説明を求めます。

末次産業建設課長。

○産業建設課長（末次 義晃君） 失礼いたします。議案綴りのほうご覧いただけますでしょうか。議案第12号、町道路線の認定についてでございます。1枚おはぐりください。本案につきましては、現在、林道でございます、半の上三谷線と杉谷貝田線の2路線につきまして、町道認定をお願いするものでございます。それぞれの路線の起点終点についてはお示しさせていただいておるとおりでございます。半の上三谷線につきましては、半の上集落から終点には民家もございませう。生活路線といった色合いが非常につよございませう。併せまして、杉谷貝田線につきましても、杉谷集落と貝田集落を結ぶ生活路線といった実態もございませう。このことを踏まえてのご提案でございます。併せまして、当該集落、半の上三谷線につきましては武庫大区から。それから杉谷貝田線につきましても杉谷集落、貝田集落から要望書のほうをいただいております。それぞれの路線につきましては、次ページ以降の地図に示させていただいております。よろしくお願いをいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

これから、議案等に対する質疑を行います。

日程第13、議案第12号、町道路線の認定について。

議案第12号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第14 議案第13号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第14、議案第13号、江府町営駐車場に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案は、除斥の対象になりますので、地方自治法第117条の規定によって、川端雄勇君の退

場を求めます。

ここで、暫時休憩いたします。

午前10時55分休憩

午前10時56分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

町長から提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第13号でございます。江府町営駐車場に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、江府町商工会会長 川端雄勇を江府町営駐車場の指定管理者に定めるものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により、提案いたすものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、担当から説明させますのでご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

担当より議案の詳細説明を求めます。

池田総括課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。それでは議案第13号につきまして、ご説明をさせていただきます。議案書のほう1枚おはぐりください。本案につきましては、令和4年3月31日をもちまして指定管理が終了するため、引き続いて指定を行うものでございます。施設の名称が江府町営駐車場、江府町第1駐車場と申します。施設の所在地が江府町大字江尾字中屋敷2063番地17他でございます。指定管理者となる団体の名称ですけれども、江府町商工会会長 川端雄勇氏でございます。指定期間は令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間となっております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

これから、議案等に対する質疑を行います。

5番、阿部朝親議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 失礼します。この議案に反対するわけではございませんけれども、指定管理する前にあそこの駐車場の番号なりフリースペースなりあると思いますけれども、そこら辺の管理は指定管理者がするわけですか。

○議長（三好 晋也君） 答弁を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） その駐車場一帯を全て指定管理者のほうに管理をお願いしているところがございます。

○議長（三好 晋也君） 阿部朝親議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） 先般、利用させていただきましたが、雪があってということもありますけども、フリースペースが確かあったと思いますが、フリースペースなどの箇所数とかっていうものは、指定管理者が決めるわけですか。場所についても。

○議長（三好 晋也君） 答弁を求めます。

池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼します。フリースペースの管理につきましても、基本的には商工会のほうに一体として管理をしていただいていると思いますというのも変ですけど、しているはずですよ。ですので、フリースペースのところをそれ以外のところを誰かにその一帯の中のどこかのスペースを誰か別のところに管理していただいているということは基本的には無いというふうに思っております。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 阿部朝親議員。

○議員（5番 阿部 朝親君） フリースペースを何カ所を確保してくださいとか、当然これは以前お話があったと思いますけども、江尾のまち内での用事をするために駐車場を利用したいという方に対してのフリースペースを確保ということが確かあったと思いますが、そのフリースペースの数とか位置とかっていうことは、全て商工会のほうにお任せということでもいいでしょうか。

○議長（三好 晋也君） 池田課長。

○総務総括課長（池田 健一君） すみません、質問の趣旨を取り違えて。場所のことにつきましては、基本的には町のほうでこれくらいということで場所は確保をお願いしている、この台数は自由に使えるスペースとして開けてくださいということは商工会のほうにお願いして確保しているというふうに思います。

○議長（三好 晋也君） 他にございませんか。

阿部議員、もう3回で終わりました。

○議員（5番 阿部 朝親君） 分かりました。

○議長（三好 晋也君） 他にございませんか。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時01分休憩

午前11時02分再開

○議長（三好 晋也君） 再開します。

日程第15 議案第14号

○議長（三好 晋也君） 続いて、日程第15、議案第14号、旧米原分校に係る指定管理者の指定についてを議題といたします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） 議案第14号でございます。旧米原分校に係る指定管理者の指定についてでございます。本案は、江府町公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例に基づき、奥大山Xスポーツ協議会会長 富永勇太を旧米原分校の指定管理者に定めるものでございます。地方自治法第244条の2第6項の規定により提案いたすものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、担当から説明させますのでご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

担当より議案の詳細説明を求めます。

池田総括課長。

○総務総括課長（池田 健一君） 失礼いたします。では、議案第14号、旧米原分校に係る指定管理者の指定についてご説明を申し上げます。議案書のほう1枚おはぐりください。本案は、旧米原分校に係る指定管理者につきまして、奥大山Xスポーツ協議会を指定するものでございますが、当協議会は、令和2年6月から2年近くに渡りまして、当分校をBMXの練習場として活用、利用をいただいております。改めまして、この場所で活動の幅を広げたい本格的にBMXパークの運営に取り組みたいという申し出がございました。町のほうといたしましても、長い間使用されておられません公共施設ということもあり、今後、有効利用され、また人的な交流の促進、地域の活性化が見込まれるということで責任を持って管理活用いただきたいということで、この度、指定管理者に指定するものでございます。施設の名称は、旧米原分校。施設の所在地は、江府町

大字大河原510番地。指定管理者となる団体の名称は、奥大山Xスポーツ協議会会長 富永勇太氏。指定期間は、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間でございます。以上でございます。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

これから、議案に対する質疑を行います。

日程第15、議案第14号、旧米原分校に係る指定管理者の指定について。

議案第14号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第16 議案第15号 から 日程第39 議案第38号

○議長（三好 晋也君） 議案第15号から議案第28号については、後日、予算特別委員会構成のもとに、当委員会に付託審査の予定になっておりますので、詳細説明は省略します。

日程第30、議案第29号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）から、日程第39、議案第38号、令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）まで、以上、10議案を一括議題とします。

町長からの提案理由の説明を求めます。

白石町長。

○町長（白石 祐治君） ただ今ご上程いただきました議案について説明を申し上げます。

まず、議案第29号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）でございます。本案は、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計予算の総額に歳入歳出それぞれ9,054万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ45億4,598万円とするものでございます。

続きまして、議案第30号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ795万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3億7,550万9,000円といたすものでございます。

議案第31号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第4号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ636万6,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2億4,750万2,000円といたす

ものでございます。

続きまして、議案第32号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第4号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,852万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6億4,931万8,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第33号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第3号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ15万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ308万2,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第34号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ33万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ6,640万6,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第35号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ25万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,167万5,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第36号でございます。令和3年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第2号）でございます。本案は、収益的収支につきましては、水道事業収益302万1,000円を減額、また、水道事業費用724万4,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ水道事業収益7,731万6,000円。水道事業費用1億1,147万4,000円といたすものでございます。また、資本的収支につきましては、資本的収入509万7,000円を減額。資本的支出694万4,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入9,052万1,000円。資本的支出1億704万3,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第37号でございます。令和3年度江府町下水道等事業会計補正予算（第2号）でございます。本案は、収益的収支につきましては、下水道事業収益429万1,000円を増額、また、下水道事業費用267万9,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ下水道事業収益1億6,766万3,000円。下水道事業費用1億9,031万9,000円といたすものでございます。また、資本的収支につきましては、資本的収入330万7,000円を減額。資本的支出291万4,000円を減額し、補正後の予算額をそれぞれ資本的収入1億3,429万7,000円。資本的支出1億6,836万2,000円といたすものでございます。

続きまして、議案第38号でございます。令和3年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第1号）でございます。本案は、既定の予算総額に歳入歳出それぞれ100万4,000円を追加し、予算総額をそれぞれ363万7,000円といたすものでございます。以上、一般会計、特別会計、公営企業会計、補正予算10議案につきましては、地方自治法第96条第1項第2号の規定により、議会の議決を得たく提案いたすものでございます。なお、議案の内容の詳細につきましては、担当から説明させますのでご審議ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三好 晋也君） 以上、提案理由の説明が終了いたしました。

日程に従い、担当より議案の詳細説明を求めます。

八幡副町長。

○副町長（八幡 徳弘君） 失礼いたします。本会議資料の3ページをご覧くださいませでしょうか。まず、一般会計補正予算、議案第29号から説明を申し上げます。補正額総額が9,054万4,000円でございます。歳入歳出一般分とそれからコロナウイルス対策分を分けて記載しております。まず、歳出のほうから主なものをご説明申し上げます。今回の補正予算の内容でございますけれども、年度末を迎えまして事業費の確定あるいは生産に伴います増減の整理がほとんどございまして、これに伴う財源の精算が生じたということが今回の補正予算の大層でございます。歳出もそれに応じて金額の大きいもの、主だったものを掲げているわけですが、特にご説明申し上げる分についてのみ、かいつまんでご説明を申し上げます。まず、歳出の一番上、ふるさと納税推進事業でございますけれども、補正のたびに寄付金の増額をお願いしているところでございますが、今回の補正でも上のほうに挙げております、ふるさと応援基金寄付金ということでございまして、5,000万円更に歳入額を上積みさせていただきます。これに伴いまして、費用が発生します。返礼品あるいは送料システム使用料。これらの経費が2,500万円程掛かります。これについて、歳出予算の増額とさせていただきますところでございます。以下、事業費の確定、精算に伴います増減が掲げておりますが、ずっと下がっていただきまして、道路維持費をご覧になっていただければと思います。除雪経費の内、燃料費を若干増やしております。これはご存知のとおり、燃油の価格が高騰しております、若干、予算に対し苦しくなる可能性を見込んでありますので、丸いところでございますけれども、100万円の増額ということで予算措置をお願いしております。その下、額が大きゅうございますが、これは県道維持分あるいは維持工事分の除雪経費でございまして、全額を県から頂戴する部分でございます。3,800万でございます。それからその下、下から3つ目、減債基金積立金2,617万9,000円お願

いしておりますが、これは秋にございました国の補正予算の際に国の予算額の中で国税が増額になりました。その増額になった関係で一定額が地方交付税に跳ね返ってまいりますので、地方交付税が増額になりました。その交付税の使い道として、国の予算が潤沢でありましたら、交付税として配分すべきところを、ちょっと国のお金が足りないので臨時財政対策債というものを借りておくという措置がなされたものですが、せっかく交付税が増えましたので、その借りた分を将来的に償還するための経費に充てるようにということで交付税が配分されてまいりました。その将来の償還に充てるべき部分を減債基金として積み立てるものでございます。それから、その下、ふるさと応援基金費ということでございます。5,660万としております。上段で申し上げましたとおり寄付金の増額が5,000万でございましたが、660万は既にこれまで補正や当初や補正でお願いしておりました寄付金を充当しておりました事業の事業費が確定いたしまして、若干の不用額が出ております。この部分について歳出充当から積立金の充当に寄付金の宛先を変更するというところでございまして、今回の増額分の5,000万に加えて660万不用額を振り返るような形で、基金に積み立てるということにしているところでございます。一番下、予備費でございますけれども、財源を精算いたしました結果、一般財源が165万3,000円程剰余が出ましたので、これを予備費として増額させていただきたいということでございます。歳入ご覧になっていただきますと歳出の項目で説明したとおりでございまして、一番上が地方交付税でございます。これは基金の積み立ての財源になります。それから、土木費の委託金3,871万3,000円、これは除雪維持の経費に充当するものでございます。寄付金については先程申し上げたとおりでございまして、下二つは、額が大きいですが、これはセットでございまして総合健康福祉センターの整備に伴いまして、実績の減あるいは補助制度を活用して収入が増えたということの精算によるものでございます。それから下の部分、新型コロナウイルス対策関係ということですが、歳出の一番下、新型コロナウイルスワクチン接種事業とそれから収入の上のほう、接種対策費負担金これがセットになっておりまして、これが増要素でございます。それ以外は実績の確定に伴いまして減が立っております。歳入の二つ目にマイナス789万8,000円臨時交付金をマイナスにしておりますけれども、これは国のほうが今年度あるいは来年度またいで使うことができるように柔軟な仕組みを考えていただきましたので、今年度歳出の減が立ちましたけれども返還は生じるようなことにはなっておりませんので、ご了解いただきたいと思います。大体、一般会計が以上でございます。それから、次のページ以降には、特別会計第30号から議案第38号まで特別会計について資料を付けておりますが、これにつきましても一般会計と同様に額の大小はございますけれども、ほとんどが事業の精算及びこれに伴う財源の精算を行

うとするものでございまして、個別の説明は省略をさせていただきます。議案書並びに事項別明細書をご確認の上、ご審議賜りますようによろしく申し上げます。一つだけ追加でご説明申し上げたいことがありますので、議案書のほうをお開きいただけますでしょうか。一般会計の5ページ6ページをお願いいたします。一般会計の5ページでございます。これは、3月補正特有のものでございまして、繰越明許費のお願いでございます。事業執行の関係上、年度内に支出を終わる見込みがどうしても立たない事業がいくつかございました。これにつきましては、年度を越えまして執行をお認めいただきたく、この度の補正予算の内容として加えさせていただいているところでございます。事業といたしましては、一覧に掲げているとおりでございます。可能な限り早期の執行を図るよう努めたいと思っております。めくっていただきまして、6ページをお願いいたします。これは非常に例外的な案件でございます。債務負担行為をお願いしているところでございます。これ総額6億円を超えます非常に額の大きいものでございます。内容は、今、佐川地内で展開を考えております、移住定住促進住宅等整備事業に係るものでございます。ご覧になっていただきますとおり、期間が令和4年度から令和35年度までと非常に長期間に渡りまして、また金額も非常に大きな金額となっております。これまで度々ご説明を申し上げておりますように、非常にその本町にとりましても長期間に渡ります重大な案件でございますので、本件については、また事務局と相談いたしまして、この件に関して詳細に説明する機会を別途設けさせていただきたいというふうに考えております。この場での説明はここまでにとどめさせていただきまして、皆さまのご了解を得た上でその場において詳細説明をさせていただくという形で今回の説明は終了させていただきたいと思っております。以上でございます。30号から38号につきましては、一般会計と同じように額の大小はございますけれども補正の内容は事業費の確定、精算に伴う財源の精査が中心でございますので議案書並びに事項別明細書をご確認の上、ご了承賜りたいと思っております。

○議長（三好 晋也君） 以上、詳細説明が終了いたしました。

これから議案に対する質疑を行います。

日程第30、議案第29号、令和3年度鳥取県日野郡江府町一般会計補正予算（第12号）。

議案第29号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第31、議案第30号、令和3年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第3号）。

議案第 3 0 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 3 2、議案第 3 1 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町国民健康保険特別会計（施設勘定）補正予算（第 4 号）。

議案第 3 1 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 3 3、議案第 3 2 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（保険事業勘定）補正予算（第 4 号）。

議案第 3 2 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 3 4、議案第 3 3 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護保険事業特別会計（サービス事業勘定）補正予算（第 3 号）。

議案第 3 3 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 3 5、議案第 3 4 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町介護老人保健施設特別会計補正予算（第 2 号）。

議案第 3 4 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

続いて、日程第 3 6、議案第 3 5 号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）。

議案第 3 5 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 3 7、議案第 3 6 号、令和 3 年度江府町簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）。

議案第 3 6 号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 38、議案第 37号、令和 3 年度江府町下水道等事業会計補正予算（第 2 号）。

議案第 37号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 39、議案第 38号、令和 3 年度鳥取県日野郡江府町米沢財産区特別会計補正予算（第 1 号）。

議案第 38号の質疑を行います。

〔「進行」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） ないので質疑を終結します。

日程第 6 議案第 4 号

○議長（三好 晋也君） 続きまして、これより、日程第 6、議案第 4 号、江府町課室設置条例の一部改正についてを議題とし、本案の審議を先議いたします。

日程第 6、議案第 4 号、江府町課室設置条例の一部改正について。

討論に入ります。

〔討論なし〕

○議長（三好 晋也君） 討論なしと認めます。

採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決いたしました。

日程第 40 予算特別委員会の設置について

○議長（三好 晋也君） 日程第 40、予算特別委員会の設置について。

おはかりします。議長発議として、新年度予算議案の件は、特別委員会を設置して審査を行いたいですが、これの設置についてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。よって、予算審議は、特別委員会を設置して審査

することに決しました。

おはかりします。議長発議として、各特別委員会の名称並びに委員の構成は、江府町議会委員会条例第5条の規定により、一般会計予算特別委員会とし5名。特別会計予算特別委員会とし4名をもって、それぞれの特別委員会を設置し、以上の委員数で構成することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。

よって各特別委員会の設置並びに委員の構成は、議長発議のとおり決しました。

おはかりします。各特別委員会の委員の指名は、江府町議会委員会条例第6条第2項の規定により、議長において指名することとし、一般会計予算特別委員会委員には、川端雄勇君、三好晋也、阿部朝親君、森田哲也君、加藤周二君の5名。

特別会計予算特別委員会委員には、長岡邦一君、三輪英男君、川端登志一君、芦立喜男君の4名を指名いたします。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。

よって所属委員は、議長指名のとおり決しました。

日程第41 予算特別委員長・副委員長の互選結果の報告について

○議長（三好 晋也君） 日程第41、予算特別委員長・副委員長の互選結果の報告についてを行います。

それでは、予算特別委員会委員長及び副委員長互選のため、休憩中に委員会をお開きいただき、議長まで報告をいただきたい。

暫時この場で休憩いたします。

午前11時28分休憩

午前11時29分再開

○議長（三好 晋也君） 再開いたします。

各特別委員会より報告のあった正副委員長を公表いたします。

一般会計予算特別委員会委員長、阿部朝親君。副委員長、森田哲也君。

特別会計予算特別委員会委員長、川端登志一君。副委員長、芦立喜男君の以上であります。
では、各委員会に付託する議案は、次のとおりであり会期中の審査として付託します。
一般会計予算特別委員会は、議案第15号を、特別会計予算特別委員会は、議案第16号から、
議案第28号までの13件をそれぞれの委員会に付託するので、会期中に結果の報告を求めます。

日程第42 陳情書の処理について

○議長（三好 晋也君） 続きまして、日程第42、陳情書の処理についてを議題といたします。

受理した陳情書は、タブレットに配信しました陳情文書表のとおりです。

おはかりいたします。陳情第1号は、教育民生常任委員会に、陳情第2号は、総務経済常任委員会に会期中の審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三好 晋也君） 異議なしと認めます。

よって、陳情2件は、所管の委員会に付託することに決しました。会期中の審査をお願いいたします。

○議長（三好 晋也君） 以上で、本日の議事日程は、全部終了いたしました。

これをもって散会といたします。ご苦労様でした。

午前11時30分散会
